

# 訪問看護サービスを受けるまでの流れ

- 訪問看護は、介護保険・医療保険のいずれかで利用することができます。

## 訪問看護の利用を検討

- 訪問看護サービスを受けるには、かかりつけ医の「訪問看護指示書」が必要です。
- かかりつけ医・当ステーション、または、担当ケアマネージャーにご相談下さい。

## 介護保険の対象となる可能性を検討

あり

### 介護保険

#### 介護保険の申請

#### 要支援・要介護認定

##### 要支援 1・2

地域包括  
支援センター

介護予防  
プラン作成

##### 要介護 1～5

居宅介護  
支援事業所

介護プラン  
作成

非該当

なし

### 医療保険

#### ● 40歳未満

難病・がん・小児疾患など医師が必要と認めた人

#### ● 40歳以上65歳未満

- ・ 40歳未満の対象者と同様
- ・ 介護保険の特定疾病に該当しない人（がん末期を除く）

#### ● 65歳以上

- ・ 介護保険の要支援・要介護の認定を受けていない人で、医師が必要と認めた人

要支援・要介護認定者で、がん末期・難病等、特別訪問看護指示書が発行された場合は医療保険で訪問看護が行われます

## 主治医による訪問看護指示書の発行

## 訪問看護ステーションと契約・利用開始